

## 共同研究契約書

学校法人 慈恵大学（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、  
「 」に関する共同研究  
（以下「本研究」という。）を行うにあたり、次のとおり契約を締結する。

（研究の目的）

第1条 （例）甲が独自に開発してきた の関連情報をもとに を作製する。

（研究の分担及び内容）

第2条 本研究の分担及び内容は、次のとおりとする。

甲：

乙：

（研究の実施場所）甲の住所は例として記載

第3条 本研究の実施場所は、次のとおりとする。

甲：東京都港区西新橋三丁目25番8号

東京慈恵会医科大学

乙：

（研究の実施期間）

第4条 本研究の実施期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。

（研究の費用）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める研究分担により発生する費用につき、それぞれが負担する。

（研究従事者の派遣）

第6条 甲又は乙は、本研究の実施について必要と認められるとき、予め相手方の同意を得た上で、甲又は乙の研究者を相手方に派遣することができる。

（研究施設及び装置の使用）

第7条 甲又は乙は、本研究の実施のために必要な施設及び装置を、予め相手方の同意を得た上で、使用することができる。

(物件に係る権利の帰属)

第8条 本研究を行うために取得した物件に係る権利は、その費用を負担したものに帰属する。

(研究材料)

第9条 甲及び乙は、相手方から入手した研究材料(以下「研究材料等」という。)及び当該研究により産出された研究成果の保管に細心の注意を払うとともに、本研究以外の目的に使用するときは、予め相手方の同意を得なければならない。

2 甲及び乙は、研究材料等得られた成果を第三者に提供してはならない。但し、甲が共同研究を実施する第三者で、乙が同意したものはこの限りではない。

3 甲及び乙は、本研究を終了又は中止した場合には、相手方から入手した研究材料等を速やかに廃棄等、適切な措置を講じるものとする。

(資料及び情報の交換等)

第10条 甲及び乙は、本契約の有効期間中、各自が保有しかつ本研究の遂行に必要な資料及び情報を相互に開示しあうものとする。但し、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものについてはこの限りではない。

(研究成果の発表)

第11条 甲又は乙が、本研究の成果の全部又は一部につき、発表しようとするときは、あらかじめ相手方と協議して、その同意を得るものとする。

(特許を受ける権利及び出願)

第12条 本研究について新規な発明をしたときは、その発明の特許を受ける権利は、原則として甲、乙共有とする。ただし、当該発明が、第9条に規定する甲が実施する第三者との共同研究に関連している場合は、原則として、当該第三者を含め三者の共有とする。

2 前項の発明が甲又は乙の単独の発明であることを相手方が同意した場合は、特許を受ける権利の承継は甲又は乙に帰属する。

3 第1項の規定により共同で特許出願するときは、特許を受ける権利及び特許権の設定登録後においては特許権(以下「共有特許権」という。)に関する持分、維持、管理、手続等について協議し、別途共同出願協定書を締結し定める。

(実施)

第13条 甲又は乙は、甲及び乙が所有する共有特許権を第三者に実施許諾することが適当であると判断した場合、許諾の条件等について相手方と協議の上、第三者に実施許諾することができる。

2 前条第1項ただし書きにより、甲、乙及び第三者が所有する共有特許権の実施については、共有権利者が協議して、その取扱いを定める。

(準用)

第14条 第12条及び第13条の規定は、実用新案権及び意匠権を準用する。

(機密保持、目的外使用の禁止)

第15条 甲及び乙は、予め相手方の同意を得た場合を除き、本研究の成果並びに相手方から開示、提供に関連して知り得た機密に関する事項を第三者に漏洩してはならず、また、本研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。

(1) 開示を受ける前から公知のもの

(2) 開示を受けた後に被開示者の責によらず公知となったもの

(3) 開示を受ける前から既に所有していたものであることを証明しうるもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得したもの

(5) 第9条第2項のただし書きに規定する甲が実施する第三者との共同において、甲が当該第三者に適切な秘密保持義務を課したもの

(契約の解除)

第16条 甲又は乙が、次の各号の一つに該当する場合は、甲乙同意の上、本研究を中止し、本契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他不可抗力により、本研究の遂行が困難となった場合

(2) 甲又は乙より本研究の中止の申し出があった場合

2 甲又は乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合、相手方の受ける損害については責めを負わない。

(有効期間)

第17条 本契約の有効期間は、第4条に定める研究の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号については、以下に定める期間も有効とする。

(1) 第9条(研究材料)、第11条(研究成果の発表)、第12条(特許を受け

る権利及び出願)及び第14条(準用)の規定は、本研究の終了日から3年間

(2) 第13条(実施)の規定は、第12条第1項に基づいて得られた特許権が有効に存続する期間

(3) 第15条(機密保持、目的外使用の禁止)は無期限

(協議)

第18条 本契約書に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

この契約の締結を証するために、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成19年 月 日

甲 東京都港区西新橋三丁目25番8号  
学校法人 慈恵大学  
理事長

乙